

宅急便約款

関自貨第五四号認可年月日平成二十六年八月二十二日

- 目次
- 第一章 総則 (第一条)
- 第二章 運送の引受け (第二条—第九条)
- 第三章 荷物の引渡し (第十条—第十四条)
- 第四章 指図 (第十五条・第十六条)
- 第五章 事故 (第十七条—第十九条)
- 第六章 責任 (第二十条—第二十九条)

第一章 総則

- 第一条 (適用範囲) この約款は、宅急便運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
- 第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 第三条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送の引受け

- 第一条 (受付日時) 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 第二条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。(送り状)
- 第三条 当店は荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第六号までは荷送人が記載し、第七号から第十六号までは当店が記載するものとします。ただし、第十一号は記載しない場合があります。
 - 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号
 - 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、電話番号及び郵便番号
 - 荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う日(以下「お届け希望日」という。ただし、当店が荷送人より荷物を受け取り発送する日より七日以内に限る。)
 - 荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行う時間帯(以下「お届け時間帯」という。)
 - 荷物の品名
 - 運送上の特段の注意事項(壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。)
 - 宅配便名
 - 当店の名称、住所及び電話番号
 - 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
 - 荷物受取日
 - 荷物引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。)
 - 重量及び容積の区分
 - 運賃その他運送に関する費用の額
 - 責任限度額
 - 問い合わせ窓口電話番号
 - その他荷物の運送に関し必要な事項
- 第四条 (荷物の内容の確認) 当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 第五条 前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 第六条 (費用) 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。(荷造り)
- 第五条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 第六条 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。(引受け拒絶) 当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。
 - 荷造りが運送に適さないとき。
 - 運送に関し荷送人から特別の負担を求めらるるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
 - 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められると

ウ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者がであると認められるとき。

- 不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるとき。
 - 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - 当店で特引受けを拒絶すると定めたものの荷物の性質により拒絶するもの
 - 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
 - クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
 - 遺骨、位牌、仏壇
 - 銃砲刀剣
 - 犬、ネコ、小鳥等のペット類
 - 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
 - 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
 - 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
 - 毒物及び劇物類
 - 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの
- 荷物の価格により拒絶するもの
- 荷物一梱包の価格が三十万円を超えるもの

- ① 荷物の価格により拒絶するもの
- ② 荷物の価格が三十万円を超えるもの
- 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 第九条 当店は、運送を引き受けた後に前項第五号又は第六号に該当することを知らず、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
- 第十条 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。
- 外装表示

- 第七条 当店は、荷物を受ける時に、第三条第一項第一号から第八号まで、第十号、第十一号(記載のない場合を除く。)及び第十四号から第十五号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装にはり付けします。(運賃等の取受)
- 第八条 当店は、荷物を受ける時に、国土交通大臣に届け出た運賃その他運送に関する費用(以下「運賃等」という。)を取受します。
- 第九条 前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から取受することを認めることがあります。
- 第十条 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 第十一条 当店は、取受した運賃等の戻戻しはしません。(連絡運輸又は利用運送)
- 第十二条 当店は、荷物の引渡し予定日まで、荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 第十三条 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定した場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地等にかかわらず、荷物受取日かそれ相当の日数を経過した日
- 第十四条 最初の四百キロメートル 二日
- 第十五条 最初の四百キロメートルを超えて運送距離四百キロメートルまで 一日

- 第十六条 (荷物の引渡しを行う日等) 当店は、次の荷物引渡予定日まで、荷物引渡予定日(以下「引渡し日」という。)に荷物引渡予定日(以下「引渡し日」という。)に荷物引渡予定日(以下「引渡し日」という。)に記載した荷物の引渡しを行います。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 第十七条 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定した場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地等にかかわらず、荷物受取日かそれ相当の日数を経過した日
- 第十八条 最初の四百キロメートル 二日
- 第十九条 最初の四百キロメートルを超えて運送距離四百キロメートルまで 一日

第三章 荷物の引渡し

- 第十条 当店は、次の荷物引渡予定日まで、荷物引渡予定日(以下「引渡し日」という。)に荷物引渡予定日(以下「引渡し日」という。)に記載した荷物の引渡しを行います。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 第十一条 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定した場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地等にかかわらず、荷物受取日かそれ相当の日数を経過した日
- 第十二条 最初の四百キロメートル 二日
- 第十三条 最初の四百キロメートルを超えて運送距離四百キロメートルまで 一日

した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

- 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人(荷受人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含む。)の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この場合において、不在連絡票に当店が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- 第一項の規定にかかわらず、安全管理及び保管が可能である荷物受け渡し専用保管庫(以下「宅配ボックス」という。)の設置された集合住宅等に、当店はそれを使用して荷受人に対する荷物の引渡しとすることがあります。この場合、当店は不在連絡票に「宅配ボックスへ荷物を入れた旨の記載、又は「配達のお知らせ」等を貼付して通知します。
- 当店は、荷受人より当店が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装もしくは送り状の見やすいところに、転送等を要しない旨を明瞭に記載した荷物につきは、この限りではありません。
- 引渡しができない場合の措置

- 第十三条 当店は、荷受人を確認することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分には費用は荷送人の負担とします。
- 第十四条 (引渡しができない荷物の処分) 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であつて、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。
- 第十五条 前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。
- 第十六条 当店は、第一項の規定により処分したときは、その代金を指図の請求並びに荷物の保管及び処分には費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第四章 指図

- 第十五条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときに消滅します。
- 第一項に規定する指図に従って行う処分に関する費用は、荷送人の負担とします。
- 指図に応じない場合

- 第十六条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 第十七条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第十八条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第十九条 (事故の際の措置) 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十条 当店は、荷物に著しい損を発生したとき、又は荷物の引渡しに遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 第二十一条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第二十二条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十三条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第二十四条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十五条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第二十六条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十七条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第二十八条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十九条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第三十条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

- 第二十一条 (責任の牽証) 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 第二十二条 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。
 - 荷物の欠陥、自然の消耗
 - 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他のこれに類似する事由
 - 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騷擾その他の事变又は強盗
 - 不可抗力による火災
 - 予見できない異常な交通障害
 - 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - 法令又は公権力の発動による運送の差止め、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失(引受け制限荷物等に関する特別)
- 第二十三条 第六号第一項第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 第六号第二項第七号に該当する荷物については、当店は、その旨を知らずして運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、き損又は遅延については、損害賠償の責任を負いません。
- 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当店がその旨を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた荷物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。(責任の特別消滅事由)
- 第二十四条 荷物のき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。
- 前項の規定は、当店がその損害を知つて荷物を引き渡した場合に適用しません。
- 損害賠償の額

- 第二十五条 当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」という。)の範囲内で賠償します。
- 当店は、荷物のき損による損害については、荷物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 第二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 当店は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 - 第十号第一項から第三項の場合 第十二条の不在連絡票による通知が荷物引渡予定日の翌日又はお届け希望日の翌日で行われたときは、除き、荷物の引渡しに遅延が生じたことにより生じた財産上の損害を賠償します。
 - 第十号第四項の場合 その荷物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を賠償します。
 - 荷物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
 - 前二項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた一切の損害を賠償します。(賠償等の払い戻し等)
- 第二十六条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい損又は遅延(第十号第四項の場合に限る。)が生じたときは、運賃等を払い戻しします。この場合において、当店が運賃等を受受していないときは、これを請求しません。(時効)
- 第二十七条 当店の責任は、荷受人が荷物を受け取つた日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。
- 前項の期間は、荷物が滅失した場合において、荷物引渡予定日又はお届け希望日からこれを起算します。
- 前二項の規定は、当店がその損害を知つた場合には、適用しません。
- 第二十八条 (連絡運輸又は利用運送の際の責任) 当店は他の運送機関と連絡し、又は他の貨物運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。(荷送人の賠償責任)
- 第二十九条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたときは、又は当店がこれを知つていたときは、この限りではありません。

- 第三十条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第三十一条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第三十二条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第三十三条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第三十四条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第三十五条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第三十六条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第三十七条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第三十八条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第三十九条 前項の場合において、指図を待つ旨とまがないときは、又は当店の定められた指図がないときは、荷送人の利益のために、荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 第四十条 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。